ACSES ニュースレター_ 1 9 7 7 号 (2020 年 11 月 9 日)

発行:NPO法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(10 頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- □大災害、原発事故対策

[原子力施設全般]

- ・九電・玄海原発で大規模訓練 避難とコロナ感染対策、両立に課題〈新聞報道〉
- [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

- ◇省庁発表
- ◇世界の感染者、4930万人超え 欧米で新規感染が過去最多相次ぐ⟨Web 報道⟩
- ◇マスコミ報道 見出し

「対策・予防〕

- ◇なぜ、ウイルスは冬に感染拡大するのだろう? | その理由と原因、感染対策方法を紹介〈Web 報道〉
- ◇訪日観光客消費者ホットラインに寄せられた新型コロナウイルス関連の相談まとめ<国民生活センター>
- ◇マスコミ報道 見出し
- [3] 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令(経済産業省令第83号)〈官報〉
- [4] 健康安全
- ◇屋外で吸うのもだめ? ラーメン店頭の灰皿めぐり訴訟も 春から屋内原則禁煙・喫煙率は最低 16.7%〈新聞報道〉
- [5] 海外の化学物質管理情報
- ○国際:1件 ○欧州:8件 ○米国:6件 ○カナダ:3件 ○オーストラリア:1件

[付録]

- ◇日本学術会議 任命拒否問題
- ○マスコミ報道 見出し



辣韮 (薤、辣韭、ラッキョウ、エシャレット))

[1] *化学物質関係事故、事件関係*

□大災害、原発事故対策

[原子力施設全般]

・九電・玄海原発で大規模訓練 避難とコロナ感染対策、両立に課題

<毎日新聞 2020年11月8日>

https://news.vahoo.co.jp/articles/7df8f14e7e3b93c91655900498784ad8c8f0e17e

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

- ・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(11月7日各自治体公表資料集計分)
- <厚生労働省 2020年11月7日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14692.html
- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年11月7日版)
- <厚生労働省 2020年11月7日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14699.html
- ・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(11月6日各自治体公表資料集計分)
- <厚生労働省 2020年11月7日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14697.html
- ・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2020年11月7日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14698.html

◇世界の感染者、4930万人超え 欧米で新規感染が過去最多相次ぐ

<共同通信 2020年11月7日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/4d54a815cdc2b09d4c483bbcb3b38becd8501421

新型コロナウイルス感染は各国で再拡大し、米ジョンズ・ホプキンズ大の集計によると、世界の累計感染者数は7日までに4930万人を超えた。欧米などで1日の新規感染者が過去最多となる国が続出、再拡大を抑え込むため外出制限措置などを再導入する国も相次いでいる。累計の死者数は世界で約124万人となった。

国別の感染者数は米国が970万人超と最多。インドが840万人超、ブラジルが560万人超、ロシアとフランスが170万人超と続く。

米国は4日に1日の新規感染者数が初めて10万人を超え、3日連続で最多を更新した。死者数も23万人超と世界最 多となっている。

◇マスコミ報道 見出し

- ・新型コロナ 世界の感染者数 5000 万人超える 死亡 125 万人余 (9 日午前 3 時)
- < NHK 2020 年 11 月 9 日 > https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201109/k10012701901000.html
- ・世界の感染者数 5000 万人超える 欧米中心に感染ペース加速
- <毎日新聞 2020年11月9日>
- ・米の感染約13万人、過去最多 死者も4日連続で千人超
- <共同通信 2020年11月7日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/75403c7eba75dd5cbc2836a4bb80f6bc48b60b34

- ・感染者、3日連続で1000人超 北海道、神奈川で過去最多
- <共同通信 2020年11月7日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/c48000e51a5e755dc9f5ded904534643a3126855

- ・東京で第3波の兆候? 11月から感染者じわりと増加、都庁は危機感
- <朝日新聞 2020年11月8日>
- ・新型コロナ クラスター相次ぎリスク高まる場面周知を強化 政府
- < NHK 2020 年 11 月 8 日 > https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201108/k10012700601000.html
- ・大学生の飲み会クラスターでさらに男女4人感染
- <京都新聞 2020年11月7日> https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/405381

[対策・予防]

◇なぜ、ウイルスは冬に感染拡大するのだろう? | その理由と原因、感染対策方法を紹介

<産経ニュース 2020年11月9日>

https://www.sankeibiz.jp/business/news/201109/pr12011090612003-n1.htm

毎年冬になると「インフルエンザ」や「風邪」が大流行してしまう。 なぜ「冬」なのか?そして、なぜ「感染拡大」してしまうのか? それには理由はいくつかある。

- ◆冬にウイルス感染拡大するわけ
 - (1) 冬の乾燥と低い気温がウイルスが好む環境であり、感染力が強まることがあげられる。

ウイルスが好む環境は16℃以下、湿度は40%以下。

- さらに「寒い」という理由で窓を中々開ける事がなくなり部屋の「換気」が足りなくなる。
- (2)免疫力が低下してしまうことだ。食事や睡眠などの体調管理だけでなく、冬の寒さや乾燥していること、 寒くなると喉が渇きにくく感じるため水分の摂取が減り、体の水分が不足していることも免疫力の低下に繋がる。 さらに、乾燥していると喉や鼻の粘膜が乾燥し、感染に対する防御反応が弱まってしまう。
- ◆ウイルスの感染経路

大きく3つに分けて下記が「感染原因」と考えられる。

・ 飛沫感染(ひまつかんせん)

感染した人の咳やくしゃみのしぶきに含まれるウイルスを吸い込んでしまうことを飛沫感染という。

接触感染(せっしょくかんせん)

ウイルスが付着した人の手を触る、ウイルスのついた手で触ったドアノブを触る、など皮膚やモノを介して感染してしまうことだ。

経口感染(けいこうかんせん)

ウイルスが付着した食べ物(生や加熱の不十分なカキや生肉など)を食べたりすることで感染してしまうこと だ

◆感染を防ぐために

ウイルスの感染拡大を防ぐには、まず、室内や体内の「湿度」を保つようにすることだ。

- ・ 加湿器を使って屋内の湿度を高めること
- 水分をしっかり摂ること
- ・ マスクで喉や鼻の湿った状態を保つこと

咳をするときには口と鼻を押さえ、人から 1m以上離れること、その時の手はすぐに洗うこと、これで「飛沫感染」「接触感染」を防ぐこともできるのだ。

冬場は鍋を食べたくなる時期だが、今年はなるべく避ける事もひとつ。

手洗い、うがいこれも「接触感染」を防ぐためにとても大切である。

一以下 省略一

◇<u>訪日観光客消費者ホットライ</u>ンに寄せられた新型コロナウイルス関連の相談まとめ

<国民生活センター 2020年11月5日> http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201105_1.html 現在、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により各国間の渡航が大きく制限され、わが国においても今年の4月以降の訪日外客数は昨年度比99%以上減少しています。その中で、国民生活センター「訪日観光客消費者ホットライン」では新型コロナウイルスの影響で日本への旅行中止を余儀なくされた外国人からホテルや航空券のキャンセル料に関するトラブルなどの相談が寄せられました。

2020年10月から全ての国・地域からのビジネス関係者や長期滞在者等の入国が認められるなど、わが国のインバウンド事情も新たな段階に入ったことを踏まえ、これまでに当窓口に寄せられた訪日観光客からの新型コロナウイルス関連の相談の傾向と事例を紹介します。

相談件数の概要

訪日観光客から寄せられた新型コロナウイルス関連の相談件数は、2020年9月末受付分までで56件でした。最初に相談が寄せられたのは今年の1月で、最も多かったのは3月の21件です。

言語別の件数を見ると、中国語による相談が最も多く 27 件と半分近く占めており、次いで英語による相談が 16

件と約3割を占めています。

月別・言語別件数を見ると、1~2 月は中国国内での感染が流行していたことからか、中国語による相談が多く、 訪日旅行中のトラブル以外にも、国際電話を利用して訪日旅行キャンセルに伴うトラブルの相談が寄せられました。その後、世界的に感染が拡大するにつれ英語による相談の割合が増え、この頃になると各国においても渡航 規制が設けられたことから、ほとんどが訪日旅行キャンセルに関する相談でした。

商品・役務等別でみると、「宿泊施設」が29件と最も多く、「新型コロナウイルスの影響で訪日旅行をキャンセルしたが、ホテルからキャンセル料が100%かかると言われた」といった相談が多く寄せられました。「旅客運送サービス」は「宿泊施設」と同様に、主に航空券のキャンセル料に関するトラブルでした。「他の保健衛生品」はマスクに関する相談で、「購入したマスクに変色や汚れがあった」といった相談が寄せられました。なお、「他の行政サービス」は入出国規制に関する問い合わせでした。

相談事例

訪日旅行中の外国人からの相談

【事例 1】

新型コロナウイルスに便乗して怪しい健康食品を買わされた

【事例 2】

訪日中にインターネット通販サイトで購入したマスクが不良品だった

【事例3】

観光バス内で少し咳をしただけで、ガイドに罵倒され、いたたまれず途中で降りた 訪日できなかった外国人からの相談

【事例 4】

国際線の欠航で旅行中止になったが、国内線の航空券がキャンセルできない

【事例 5】

自国の出国制限で旅行中止となったが、ホテルが返金対応してくれない

【事例 6】

日本の入国制限で訪日できないにも関わらず、ホテルが交渉に一切応じない

【事例 7】

中止となったコンサートのチケットの払戻しについて販売会社と連絡がとれない

◇マスコミ報道 見出し

・新型コロナの症状100種類以上 AI で世界の論文を解析した結果

< NHK 2020年11月8日 > https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201108/k10012701151000.html

・新型コロナ感染拡大で通院控えも7割体調悪化せず<NHK 2020年11月9日>

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201109/k10012701821000.html

・カメラで場内滞留可視化 CO2で換気確認 東京ドームで新型コロナ対策試験導入

<毎日新聞 2020年11月7日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/595676c1d4f828c14f5f520594634b6bf7db97cb

[3] 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令(経済産業省令第83号)

[官報] 令和2年11月6日 本紙 第368号 2~3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201106/20201106h00368/20201106h003680002f.html

○経済産業省令第83号

消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和2年11月6日

経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十九年通商産業省令第十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前		
別表第1(第3条、第5条、第14条第1項関係)		別表第1(第3条、第5条、第14条第1項関係)		
特定製品の区分	技術上の基準	特定製品の区分	技術上の基準	
1.~3. [略]	[略]	1.~3. [略]	[略]	
4. 登山用ロープ	1 [略]	4. 登山用ロープ	1 [略]	
	2 落下衝撃試験を行ったとき、		2 落下衝撃試験を行ったとき、	
	初回にはロープの <u>衝撃力</u> が、		初回にはロープの衝撃応力が、	
	技術上の基準の欄の 4 (2)の		技術上の基準の欄の4(2)の表	
	表示のあるものにあっては		示のあるものにあっては7,84	
	7,845.3ニュートン以下、		5. 3ニュートン以下、その他の	
	その他のものにあっては1		ものにあっては11,768.3	
	1,768.3 ニュートン以下		ニュートン以下であり、2回目	
	であり、2回目にはロープが		にはロープが切断しないこと。	
	切断しないこと。			
	3・4 [略]		3・4 [略]	
5.~6. [略]	[略]	5.~6. [略]	[略]	
7. 石油給湯器	1~7 [略]	7. 石油給湯器	1~7 [略]	
	8 自然通気形のものにあって		[新設]	
	は、遠隔操作(器体スイッチ			
	又はコントローラーによる操			
	作を除く。) を行うことができ			
	<u>ないものであること。</u>			
	9 遠隔操作機構を有するもの			
	<u>にあっては、器体スイッチ及</u>		[新設]	
	びコントローラーの操作以外			
	の方法によって点火できない			
	ものであること。ただし、遠			
	<u>隔擶作による危険が生ずるお</u>			
	<u>それのないものにあっては、</u>			
	<u>この限りでない。</u>			
	<u>10</u> [略]		8 [略]	
8. 石油ふろがま	1~5 [略]	8. 石油ふろがま	1~5 [略]	
	6 自然通気形のものにあって		[新設]	
	は、遠隔操作(器体スイッチ			
	又はコントローラーによる操			
	作を除く。)を行うことができ			
	ないものであること。		Educan 3	
	7 遠隔操作機構を有するもの		[新設]	
	にあっては、器体スイッチ及			
	びコントローラーの操作以外			
	<u>の方法によって点火できない</u>			

		_		
	ものであること。ただし、遠 隔操作による危険が生ずるお それのないものにあっては、			
	<u>この限りでない</u> <u>8</u> [略]			6 [略]
9. 石油ストープ	1~11 [略]		9. 石油ストープ	1~11 [略]
	12 自然通気形のものにあって			[新設]
	は、遠隔操作(器体スイッチ			
	又はコントローラーによる操作ない。			
	<u>作を除く。)を行うことができ</u> ないものであること。			
	13 遠隔操作機構を有するもの			「新設]
	にあっては、器体スイッチ及			LIVIBA.
	びコントローラーの操作以外			
	<u>の方法によって点火できない</u>			
	ものであること。ただし、遠			
	隔操作による危險が生ずるお ストのないよのによっては			
	<u>それのないものにあっては、</u> この限りでない。			
	<u> </u>			12 [略]
10. [略]	[略]		10. [略]	[略]

備考 表中の[]の記載は注記である

[4] *健康安全*

◇屋外で吸うのもだめ? ラーメン店頭の灰皿めぐり訴訟も 春から屋内原則禁煙・喫煙率は最低 16.7% 「我が家に」灰皿撤去求め提訴 識者「喫煙制限は正当」

<朝日新聞 2020年11月6日> https://www.asahi.com/articles/ASNC57JN1NBQPTIL00M.html 喫煙者に対する逆風が強まっている。今春、全面施行された改正健康増進法では原則、屋内で吸えなくなった。屋外で喫煙する人の煙で新たなトラブルが訴訟となるケースも出てきた。

10月下旬の正午過ぎ、大阪市西区の公園の一角から煙が立ち上る。300平方メートルほどの小さな公園に灰皿として置かれたバケツのような缶を目当てに、昼休みに立ち寄った会社員ら50人ほどが集まっていた。

市によると、この公園の灰皿はどれも市が設置したものではない。撤去を繰り返しても、誰かがすぐに置くのだという。

60 代男性は「吸える場所が減って困る。職場から 100 メートルくらい歩いた」。そう語る男性のそばを、煙を吸い込まないようマスクの上から口元を片手で覆って通り過ぎる女性がいた。

「ストレス発散になる。ギャンブルもしないし、たばこを吸う時間は楽しみの一つ」。11月4日、同市北区のビル13階の屋外喫煙場所で、40代の男性会社員はそう言った。

4月1日に全面施行された改正健康増進法は、先行して禁煙になった学校や病院、行政機関などの敷地に加え、 住宅やホテル客室などの居住空間を除く大半の施設で屋内を禁煙とする。小規模飲食店や施設内の喫煙専用室で 喫煙が認められる場合もあるが、あくまで例外的な位置づけだ。

10月1日、たばこ税が増税され、1 箱が 50 円程度値上げされ 500 円前後になった。10月 27日に発表された厚生労働省の調査で 2019年、成人喫煙率が 16・7%と過去最低を更新。内訳は男性が 27・1%、女性は 7・6%。調査が始まった 1986年当時は男性 59・7%、女性 8・6%で、減少の一途をたどる。

吸う人も、吸える場所も減るなかで、喫煙者は屋外に集まる。病院や学校の敷地などを除けば原則、屋外での 喫煙に対する罰則はない。喫煙所の設置をめぐって訴訟になる例もある。

同市東成区の田中純さん(50)は今年3月、自宅近くのラーメン店を相手取り店頭の灰皿の撤去を求めて大阪 地裁に提訴した。自宅は店から直線距離で約20メートルのマンション2階。訴状で「店からたばこの煙が自宅方 向に流れ、受動喫煙を強要される」と主張する。店舗側は、裁判で「煙が(田中さん宅まで)流れるとは考えが たい」などと反論。店内は禁煙で「店頭の灰皿にはポイ捨て防止の目的がある」としている。

[5] *海外の化学物質管理情報* <NITE 化学物質管理関連情報 第 512 号 2020 年 11 月 5 日 から> ○国際

- Webinar Series on Testing and Assessment Methodologies
- <経済協力開発機構(OECD) 2020年10月28日>

http://www.oecd.org/chemicalsafety/webinars-on-testing-and-assessment-methodologies.htm OECD は、試験と評価の方法論についての一連の Web セミナーとして、アドバース・アウトカム・パスウェイ (AOP) のトレーニングのニーズ、リソース、および得られる機会について、過去の経験を共有し将来につなげることを目的に Web セミナーを開催する。この 1 時間半の Web セミナーは 2020/11/23 17:00 (OOCET) と 2020/11/30 10:00 (OOCET) の 2 回開催される。

○欧州

• Multilateral agreements

<国連欧州経済委員会(UNECE) 2020年10月29日>

http://www.unece.org/trans/danger/multi/multi.html

UNECE は、危険物の国際陸路輸送に関する欧州協定 (ADR) の 8.2.2.8 に準拠したドライバートレーニング証明書、および ADR の 1.8.3.7 に準拠した安全アドバイザー証明書に関する新たな多国間協定 M330 を掲載した。

• Country information (Competent Authorities, Notifications)

<国連欧州経済委員会(UNECE) 2020年10月29日>

http://www.unece.org/trans/danger/publi/adr/country-info_e.html

UNECE は、危険物の国際陸路輸送に関する欧州協定(ADR)の、ポルトガル共和国の当局情報および ADR の 1.9.4 に 従った危険物輸送に関する制限の通知(ポルトガル語のみ)(2020年10月更新)を掲載した。

• Health & Safety at Work - EU Strategic Framework (2021-2027)

<欧州委員会(EC) 2020年10月29日>

 $https://ec.\ europa.\ eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12673-EU-Strategic-Framework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Safety-at-Work-2021-2027-gramework-on-Health-and-Garant-gramework-on-Health-and-Garant-gramework-on-Health-and-Garant-gramework-on-Health-and-Garant-gramework-on-Health-and-Garant-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gramework-gram$

欧州委員会は、労働者の健康と安全の高い基準を維持・改善することを目的とする EU Strategic Framework (2021-2027) イニシアチブのロードマップを公開し意見募集を開始した。意見提出は2020/11/26まで。

• Fitness Check on endocrine disruptors: some room for improvement

<欧州委員会(EC) 2020年10月29日>

https://ec.europa.eu/jrc/en/news/fitness-check-endocrine-disruptors-some-room-improvement 欧州委員会共同研究センター(JRC)は、JRC が主導する化学物質の法律の適合性チェックで、内分泌かく乱物質に関する法律を統合し、試験を改善する必要があると報じている。

 \cdot Daily News 30 / 10 / 2020 Chemicals: The EU steps up action against hazardous chemicals in clothing, textiles and footwear

<欧州委員会(EC) 2020年10月30日>

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_20_2018

欧州委員会は、人の皮膚に接触する衣類、繊維、履物に含まれる有害化学物質に対する措置を強化するが、 2020/11/1 に、33 の発がん性、変異原性、または生殖毒性 (CMR) 物質への消費者の暴露を制限する REACH 規則の制限 (附属書 XVII エントリー72) が発効すると説明している。 REACH 規則の制限 \rightarrow

https://ec.europa.eu/growth/sectors/chemicals/reach/restrictions_en

• Authorisation for certain uses of sodium dichromate European Parliament resolution of 29 November 2018 on the draft Commission implementing decision granting an authorisation for certain uses of sodium dichromate under Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council < 欧州議会(EU Parliament) 2020年10月28日>

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52018IP0474&qid=1603930175242 欧州議会は、REACH 規則に基づく重クロム酸ナトリウムの特定の使用を認可承認する欧州委員会の施行規則(案) に関する 2018/11/29 付けの欧州議会の決議を官報公示した。

• ECHA Weekly - 28 October 2020

<欧州化学品庁(ECHA) 2020年10月28日>

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-28-october-20-1 ECHA は ECHA Weekly の 2020/10/28 版を掲載した。

• Tracking chemicals of concern in products - SCIP database ready for use

<欧州化学品庁(ECHA) 2020年10月28日>

https://www.echa.europa.eu/-/tracking-chemicals-of-concern-in-products-scip-database-ready-for-use ECHA は、成形品中の高懸念物質 (SVHC) を追跡することを目的とした SCIP データベースへのデータ提出が可能となったと報じている。欧州廃棄物フレームワーク指令では、企業に 2021 年 1 月 5 日時点での成形品中の SVHC のデータを提出することを要求しており、消費者や廃棄物処理者は 2021 年 2 月以降に SCIP データベースにアクセスし使用することができると説明している。SCIP データベース → https://www.echa.europa.eu/scip

〇米国

• <u>Federal Partners Kick Off Workshop on Federal Government Human Health PFAS Research with the National Academies of Sciences, Engineering and Medicine</u>

<米国環境保護庁(US EPA) 2020年10月26日>

https://www.epa.gov/newsreleases/federal-partners-kick-workshop-federal-government-human-health-pfas-research-national

EPA は、米国国防総省(DoD)、米国農務省(USDA)、米国保健福祉省(HHS)と共に連邦政府のペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)の人健康研究に関する全米科学・技術・医学アカデミー(NASEM)のワークショップを開始することを発表した。

• <u>Toxics Release Inventory (TRI) Program TRI Data and Tools</u>

<米国環境保護庁(US EPA) 2020年10月27日>

https://www.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program/tri-data-and-tools

EPA は、更新された 2019 年の 有害物質排出目録(TRI) のデータを公開した。今回公開されたデータには要約とトレンド情報が含まれているが、未だ EPA によるデータの完全な分析は含まれていないと説明している。

• Modification of Significant New Uses of Certain Chemical Substances (20-1.M)

<米国環境保護庁(US EPA) 2020年10月27日>

https://www.federalregister.gov/documents/2020/10/27/2020-21464/modification-of-significant-new-uses-of-certain-chemical-substances-20-1m

EPA は、製造前届出(PMN)と重要新規利用届出(SNUN)の対象となった特定の 5 物質への TSCA に基づく重要新規利用規則(SNUR)を改正する最終規則を官報公示した。この改正は化学物質の SNUN の審査結果および新規・既存のデータを基に決定されたもので、公示された最終規則は 2020/12/28 に発効するが、司法審査のため 2020/11/10 に公布されるものとすると説明している。

• IRIS Program Outlook

https://www.epa.gov/iris/iris-program-outlook

<米国環境保護庁(US EPA) 2020年10月30日>

EPA は、現在開発中の統合リスク情報システム(IRIS)の評価リストの更新を含む、IRIS プログラム Outlook (2020

年10月)を公開した。

IRIS プログラム Outlook (2020 年 10 月) →

https://www.epa.gov/sites/production/files/2020-10/documents/iris_program_outlook_oct2020.pdf

• <u>C. I. Pigment Violet 29</u>; Revised Draft Toxic Substances Control Act (TSCA) Risk Evaluation; Notice of Availability, Letter Peer Review and Public Comment

<米国環境保護庁(US EPA) 2020年10月30日>

https://www.federalregister.gov/documents/2020/10/30/2020-24032/ci-pigment-violet-29-revised-draft-toxic-substances-control-act-tsca-risk-evaluation-notice-of

EPA は、TSCA に基づく C. I. Pigment Violet 29 (PV29) (CAS RN 81-33-4) の改訂されたリスク評価案が意見募集およびピアレビューのために利用可能となったことを官報公示した。意見提出は2020/11/30まで。

• <u>Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Asbestos</u>
Abatement Worker Protection (Renewal)

<米国環境保護庁(US EPA) 2020年10月30日>

https://www.federalregister.gov/documents/2020/10/30/2020-24127/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-asbestos

EPA は、アスベスト削減労働者保護と題する情報収集要求(ICR)を行政管理予算局 (OMB) に審査と承認のため 提出したことを官報公示した。これは現行の ICR(2020/12/31 まで有効)を更新するもので、これに対する意見は 2020/11/30 まで 30 日間受付られる。

○カナダ

· Chemical substances in Batch 12 of the Challenge

<カナダ 2020年10月28日>

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/challenge/batch-12.html カナダ政府は、カナダ環境保護法(CEPA 1999)に基づき、1, 1-ジクロロー2- (2-クロロフェニル) -2- (4-クロロフェニル) エタン (別名:ミトタン) (CAS RN 53-19-0)を CEPA 1999 の附属書 1 に追加する命令を発行した。カナダ官報 → http://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-10-28/html/sor-dors217-eng.html

• Chemical substances in Batch 4 of the Challenge

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/challenge/batch-4.html カナダ政府は、カナダ環境保護法(CEPA 1999)に基づき、ジフェニルアミンとスチレンと 2, 4, 4ートリメチルペンテンの反応生成物 (BNST) (CAS RN 68921-45-9)を CEPA 1999 の附属書 1 から削除する命令を発行した。カナダ官報

http://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-10-28/html/sor-dors218-eng.html

• Coumarin 1

<カナダ 2020年10月31日>

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/coumarin-1.html

カナダ政府は、化学物質管理計画 (CMP)に基づき、フルオレスセント-52 (Coumarin 1; CAS RN 91-44-1) の スクリーニング評価案を公開し 2020/12/30 まで 60 日間の意見募集を開始した。評価案で、この物質はカナダ環境保護法 (CEPA1999) 第 64 条の一つ以上の基準に合致するとしている。

カナダ官報 → http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-31/html/notice-avis-eng.html#na3

○オーストラリア

・<u>Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate - 29 October 2020</u> <オーストラリア 2020年10月29日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issu e-assessment-certificate-29-october-2020

ACSES ニュースレター_1 9 7 7_20201109

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法 2019 第82条に基づき、審査証明書発行後5年が経過した3物質をオーストラリア工業化学品インベントリに追加した。

· Basics of importing and manufacturing chemicals

<オーストラリア 2020年10月30日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/getting_started/basics-importing-and-manufacturing-chemicals オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、オーストラリアで工業用化学品を製造・輸入する場合の手順をガイドするウエブページを開設した。

[付録]

◇ 日本学術会議 任命拒否問題

- ○マスコミ報道 見出し
- ・官邸、「反政府先導」懸念し拒否
- 学術会議、過去の言動を問題視か
- <共同通信 2020年11月8日> https://www.47news.jp/news/5469465.html
- ・学術会議任命問題は自民党が原因? 菅首相の新説「大学偏っている」のばかばかしさ
- <毎日新聞 2020年11月8日> https://mainichi.jp/articles/20201107/k00/00m/010/098000c